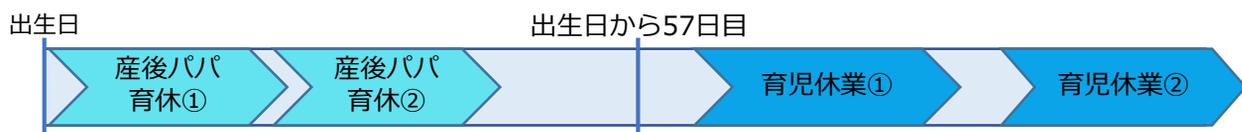


令和4年10月1日から、 育児休業・育児参加のための休暇を より柔軟に取得できるようになります！

1. 育児休業制度の改正のポイント

取得回数：原則2回（改正前:原則1回）まで取得可能となります

- ◆ 子の3歳の誕生日の前日まで、**育児休業を原則2回**（改正前:原則1回）まで取得可能
- ◆ 上記育児休業とは別に、**産後パパ育休**（子の誕生日から57日間以内にする育児休業）を**2回**（改正前:1回）まで取得可能



※令和4年10月1日以降に取得可能な育児休業の回数は、既已取得した（又は現在取得している）育児休業の回数で判断することとなります。



施行日前に育児休業を既に1回取得している場合、
10月1日以降、育児休業をあと1回取得可能

期末・勤勉手当の取扱い

- ◆ **子の誕生日から57日間以内にする育児休業とそれ以外の期間にする育児休業のそれぞれについて、承認を受けた期間が1か月以下であるものは除算（減額）の対象となりません。**



それぞれ1か月以下であれば、いずれも
除算の対象とならない（合計しない）

改正前：合計して1か月超の場合、
いずれも除算の対象となる

※令和4年12月期の期末・勤勉手当から適用(令和4年6月2日以降の育児休業が対象)。

**請求期限：子の誕生日から57日間以内にする育児休業の場合、
2週間前までに短縮されます**

- ◆ 原則**休業開始希望日の1月前**までに請求
- ◆ 子の誕生日から57日間内に育児休業をしようとする場合は、**休業開始希望日の2週間前**（改正前:1月前）までに請求
- ◎ 円滑な育児休業取得、業務引継ぎ等のため、請求期限にかかわらず、可能な限り早期に育児休業の請求を行うことが重要です！

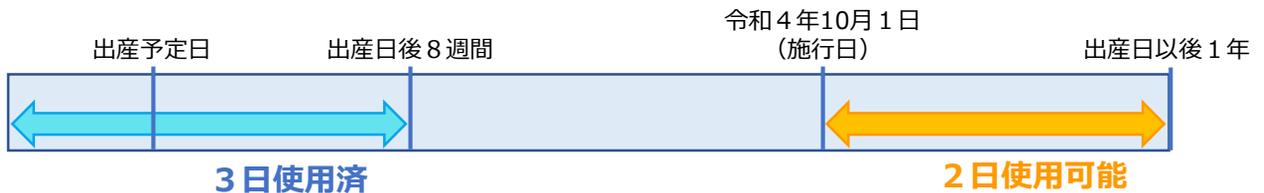


2. 育児参加のための休暇(※)の改正のポイント

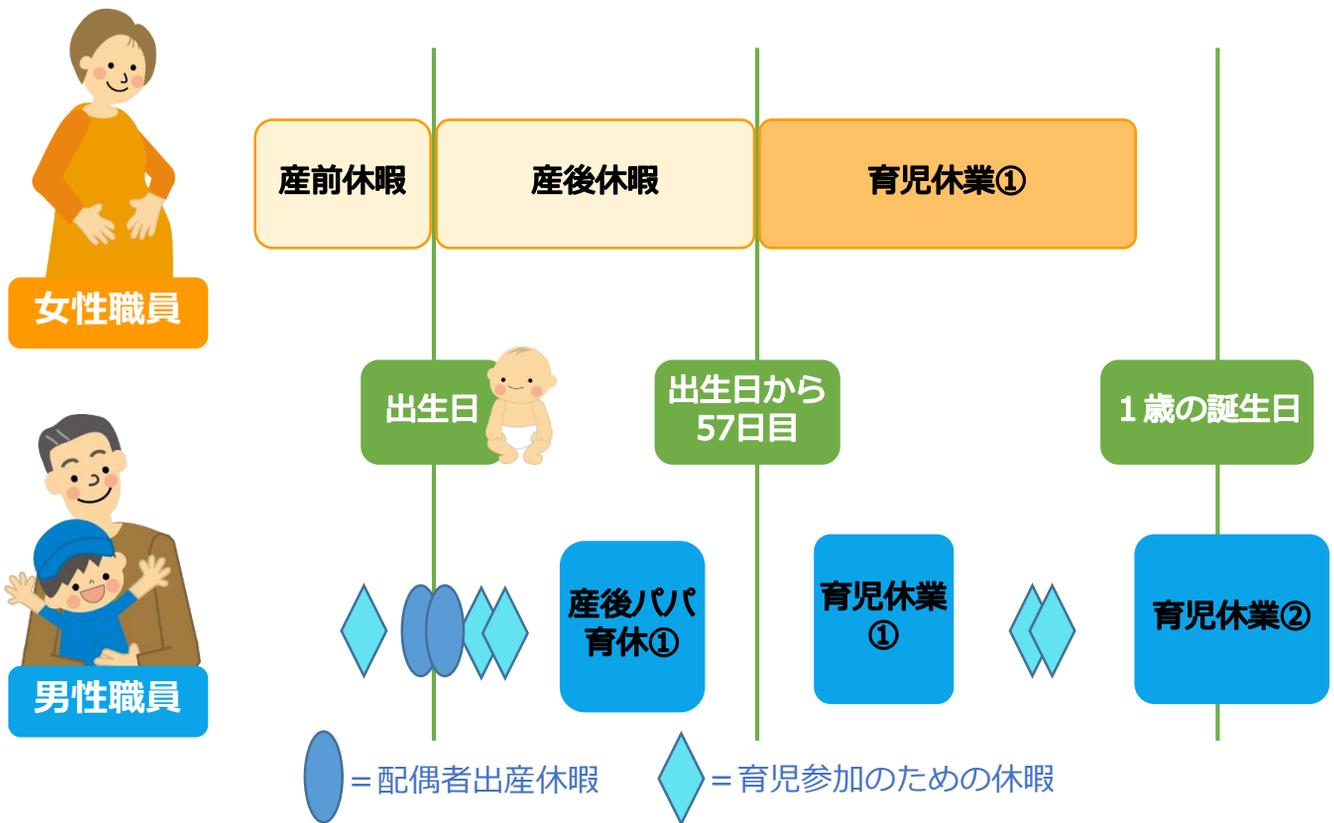
※ 妻が出産する場合に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育するための休暇(対象:男性職員)

対象期間：出産の日以後1年を経過する日までに拡大されます

- ◆ 妻の出産予定日の6週間前の日から**出産の日以後1年を経過する日まで**(改正前: 出産の日後8週間を経過する日まで)の期間において、5日の範囲内で使用可能
- 令和3年10月2日以降、配偶者が出産した職員で、本休暇の残日数がある場合は令和4年10月1日以降の対象期間内に本休暇の残日数を使用できます。



出産・育児に係る休暇、育児休業制度の活用例



両立支援制度の詳細については人事院HPをご覧ください
(https://www.jinji.go.jp/ikuzi/ryouritsu_toppage.html)



☎03-3581-5311

(育児休業・育児参加のための休暇)
職員福祉局職員福祉課(内線: 2574)

☎03-3581-5311

(期末手当・勤勉手当)
給与局給与第三課(内線: 2556)